



2010年1月8日発行（第81号）

社会的事業者等訓練コースの受付開始 ～基金訓練の認定基準の改定～

- 中央職業能力開発協会では、平成21年7月から「緊急人材育成・就職支援基金」により、雇用保険を受給できない方に対して、職業訓練の機会を受講料無料で提供（基金訓練）するとともに、訓練期間中の生活費（月10万円又は12万円）の給付（訓練・生活支援給付金）を行っておりますが、本日（平成22年1月8日）から、この基金訓練の対象に新たに「社会的事業者等訓練コース」を追加し訓練計画の認定申請の受付を開始します。

社会的事業者等訓練コースは、新たな雇用創出分野として期待される社会的事業者等（NPO法人など）による職業訓練機会を提供することにより、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成などの社会的事業等分野での就職の実現と社会的事業者等の担い手を育成することを目的として実施するものです。

- 今般、社会的事業者等訓練コースについて基金訓練として満たす必要がある要件を定めるため、基金訓練の認定基準を改定しました。
- 基金訓練のコース設定に際しての相談や訓練計画の認定申請の受付は、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センターにおいて行っております。

検索

- 詳しくは JAVADA ホームページ
JAVADA トピックス（平成22年1月8日）
- <http://www.javada.or.jp/topics/pdf/h20100108-3.pdf>

担当：事業部
基金訓練課
鈴木（すずき）
TEL 03-5800-3591
FAX 03-5800-3726

JAVADAの主な業務紹介

- 「ものづくり・技能の継承と発展」 ● 「職業能力評価制度・試験の開発と実施」
- 「国際協力の推進」 ● 「キャリア形成の支援」 ● 「能力開発に役立つ情報の発信」

<http://www.javada.or.jp/>

（※当ニュースの送付先等に変更がある場合は、お手数ですがご連絡頂きますようお願いいたします。）